

**一般財団法人 大阪建築防災センター**  
**構造計算適合性判定(任意)業務規程**

第1条 この構造計算適合性判定(任意)業務規程(以下「任意規程」という。)は、一般財団法人大阪建築防災センター(以下「財団」という。)が、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)に基づく構造計算適合性判定を必要としない建築物について、構造計算適合性判定に準じた審査を行い、構造計算(法第20条第1項第二号イ又は第三号イの政令で定める基準に従った構造計算に限る。)が同条第1項第二号イに規定する方法若しくはプログラム又は第三号イに規定するプログラムにより適正に行われたものであるかどうかの判定(以下「任意判定」という。)を行う業務の実施について、必要な事項を定めるものである。

第2条 任意判定は、新たに建築される建築物又は建築物の部分等で、建築主事又は指定確認検査機関(以下「建築主事等」という。)が、法第18条の3第1項に基づく確認審査等に関する指針(平成19年6月20日、国土交通省告示第835号)に準じた審査において、任意判定を受けることが適当であると認めた場合(法の運用に関する国土交通省技術的助言等の場合を含む。)に行うものとする。

第3条 任意判定業務は、任意規程に定める条項に反しない限り、大阪府知事から認可を受けた最新の一般財団法人大阪建築防災センター構造計算適合性判定業務規程(以下「業務規程」という。)に準じて行うこととする。ただし、業務規程第33条は除く。

2 任意判定業務の契約は、原則として、財団が別に定める構造計算適合性判定(任意)業務約款によるものとする。

3 任意判定に用いる様式については、法に基づく構造計算適合性判定との区別を明示するため、業務規程の様式に準じた(別記任意判定様式)を使用するものとする。

第4条 任意判定手数料は、構造計算適合性判定業務規程に定める判定手数料に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額とする。

第5条 本規程の各条項の解釈について疑義が生じた事項又は本規程に定めのない事項がある場合は、建築主事等と協議の上、財団が別に定める。

(附則) この規程は、平成21年11月25日から施行する。

(附則) この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(附則) この規程は、平成25年12月2日から施行する。

(附則) この規程は、平成27年6月1日から施行する。